



## 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村報とつかわ 第655号 2016年 卯月

4

# 十津川

「心身再生の郷」



3月13日、十津川中学校グラウンドで高田ロータリークラブ主催による野球教室が開催されました。

講師に元阪神タイガース（八木裕さん）と女子プロ野球京都フローラの選手2人が指導してくださり、参加した小中学生は貴重な体験しました。

ありがとうございました。

# 施政方針



3月7日から14日まで平成28年十津川村議会第1回定例会が開かれ、更谷村長が平成28年度の施政方針を表明しました。その内容(要約)をお知らせします。

## 「紀伊半島大水害からの復興計画の推進」

平成28年度は、中期復興計画期間3年目の最終年度と位置づけされており、災害に強い村づくりに向けて、また過疎・少子高齢化対策などの村の将来をかけて、全力で取り組む所存であります。

災害に強い村づくりに向けてインフラの整備や治山・治水事業、飲料水の確保などの事業を予算化していきます。

安全・安心の集落づくりを推進するため、引き続き集落再生を議論する会議の開催や高齢者がお互いに助け合いながら地域に住み続けられる村のモデルとなる住み方を実現するため、「高森のいえ」の整備事業を

実施します。

## 「教育・生涯学習の推進」

平成29年4月開校予定の十津川第二小学校は平成29年2月末に完成する予定です。

村誌につきましては、編さんまでに長期間を要しますが置村130年を迎える、平成32年度には、地理や自然、教育、行政などの現勢編を編さんできるよう対応して参りたいと考えています。

## 「地域福祉の向上」

少子高齢化が進む本村で、子育てしやすい村づくりを推進し、若者の村外流出を防ぎ、移住・定住者を受け入れることは必要不可欠の施策です。

後期高齢者人口、介護認定者数の増加と共に、介護サービスの利用者の増加と一人あたりのサービス利用が増加し、第6期介護保険事業計画で、介護保険料は県内3番目に高い水準まで大幅に引き上げられました。

介護予防事業の充実を図り、健康寿命の延伸に努めます。

医療体制の充実を図るため、医師3名体制と、月2回の整形外科医師による派遣診療を継続します。また病気の早期発見・早期治療を促進するため、脳ドック検査費用の助成、不妊治療費の一部助成も行います。

## 「地域資源を生かした産業振興」

林業振興を図る取り組みとして、村有林を活用した皆伐や搬出間伐、作業道開設、保育・造林事業を実施し、林業事業者の雇用対策や林業事業体の育成に努めます。また林野庁との職員人事交流を継続するとともに、住友林業フォレストサービス株式会社に職員を派遣し、原木と製材品の仕入れ、流通に関する研修を1年間実施し、6次産業化・林業振興の推進と人材育成を図っていきます。林業の6次産業化の取り組みは村の存亡をかけた取り組みで、森林組合や木材協同組合など関係機関

と連携を図り、結果・成果を出すよう一層の努力をして参ります。

農業関係では、新たに農地の利用と集落の保全、産業振興を推進するため、農地に権利等を設定し耕作を行う場合に耕作者に対して助成を行う「農地担い手支援事業」を実施します。また、有害駆除や狩猟で捕獲したシカやイノシシの資源利用として、食肉利用についての取り組みを引き続き検討するため、食肉としての試験的流通を検証するための調査と、本村の実情に即した食肉利用を検討して参りたいと考えております。

観光事業では、昨年温泉療養効果の実証調査事業で、十津川温泉郷は、ガンや糖尿病など万病の元と言われる活性酸素を有意に消去する還元作用に優れた温泉で、「心身再生の湯」であることが実証されました。村の観光を宣伝する上で非常に売れることから更なる魅力発信に努めて参ります。商工会並びに観光協会、そして村民のみなさんと協力して、「また訪れたくなる村」を目指して一層の産業・観光振興に取り組ん

でいきます。

### 「生活環境・基盤の充実」

「命の道」である道路は、産業・生活・福祉を支えるという観点から、災害に強い道づくりを推進することを念頭に、今後も引き続き要望活動を展開しながら整備を行っていきます。

消防・救急・防災体制については、奈良県広域消防組合五條消防署十津川分署と大塔分署で全村を管轄し、11消防署の1本化により、災害時の応援体制が強化され、さらに安全・安心が確保されました。

4月に開業予定の南奈良総合医療センターへのアクセスを確保するため、五條市が運行するコミュニティバス運行事業への負担を行います。移住定住者を受け入れるために、360戸余りある空き家の有効活用を図っていきます。空き家の利活用が出来ない理由の1つに家屋内外の片づけが出来ないことがあることから、家財道具などの処分に伴う費用を助成する空き家片付け補助事

業を実施し、空き家情報バンクの登録を進めていきます。

### 「行政の再生、村民主体の村づくり」

平成27年度に11団体の事業採択で実施している元気づくり支援事業補助については、地域活性化に向け

た取り組みを応援するため引き続き事業を継続していきます。

職員の意識改革、勤労意欲の向上、資質・能力の向上を目的とした人事評価制度の構築と制度の定着を推進するため、職員研修の充実を図り最小の人数で最大の効果が出るよう取り組みことで、住民サービスの向上に努めます。



皆様のご支援・ご協力を賜りながら、自主自立の村づくりを行ってまいります。

(更谷村長)

— 予算編成の基本方針 —

- 一、教育・生涯学習を推進し、人を活か  
し共に学びあう村づくり
- 二、地域福祉の向上を図り、支えあい  
元気で安心できる村づくり
- 三、地域の資源を活かした産業を振興  
し、経済を活性化する村づくり
- 四、生活環境・基盤を充実し、安全で  
快適に暮らせる村づくり
- 五、行財政を再生し、村民主体の協働  
の村づくり

平成28年度

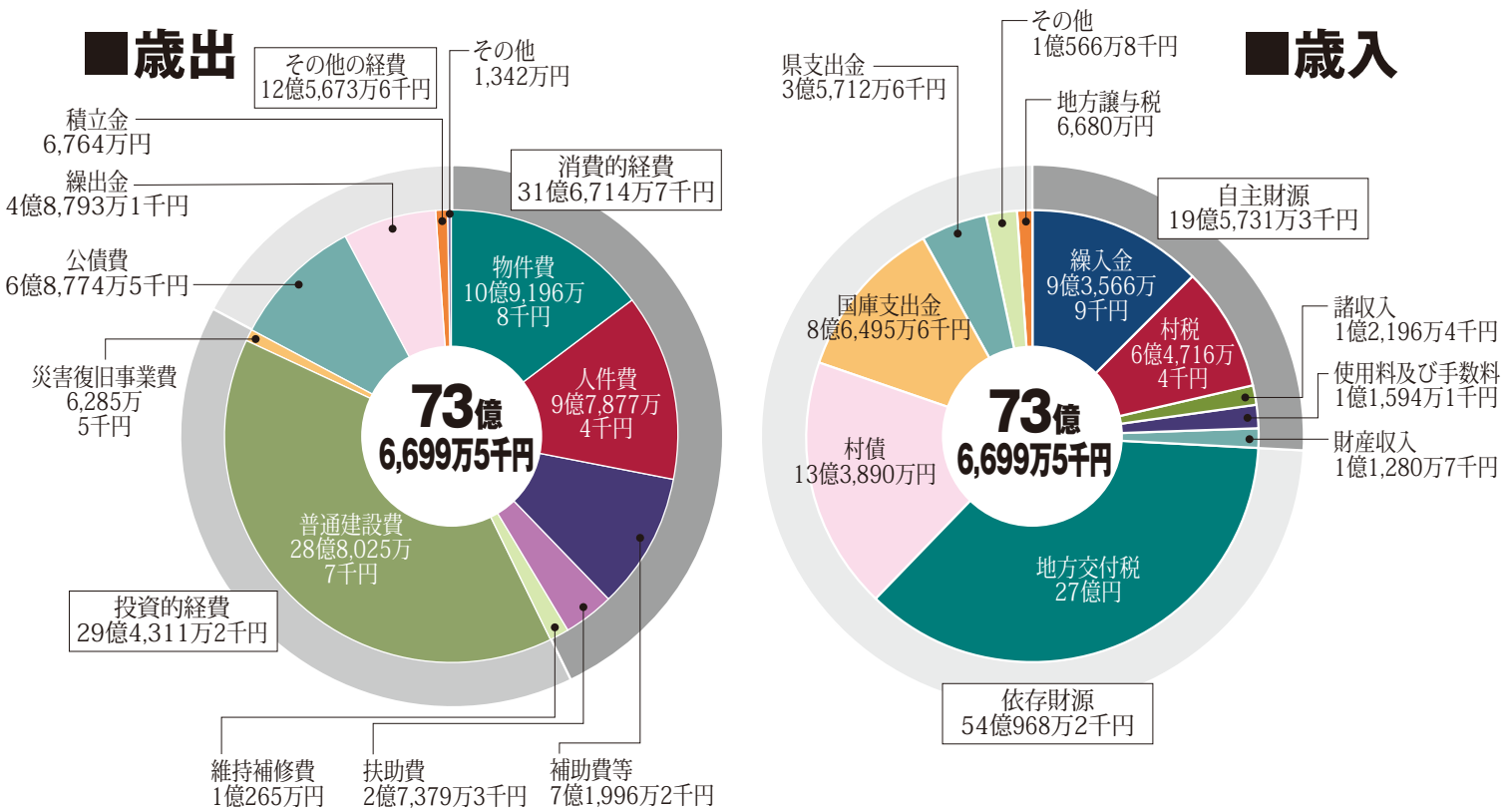
# 一般会計予算 73億6,699万5千円

(前年度比 7億3,999万5千円増)

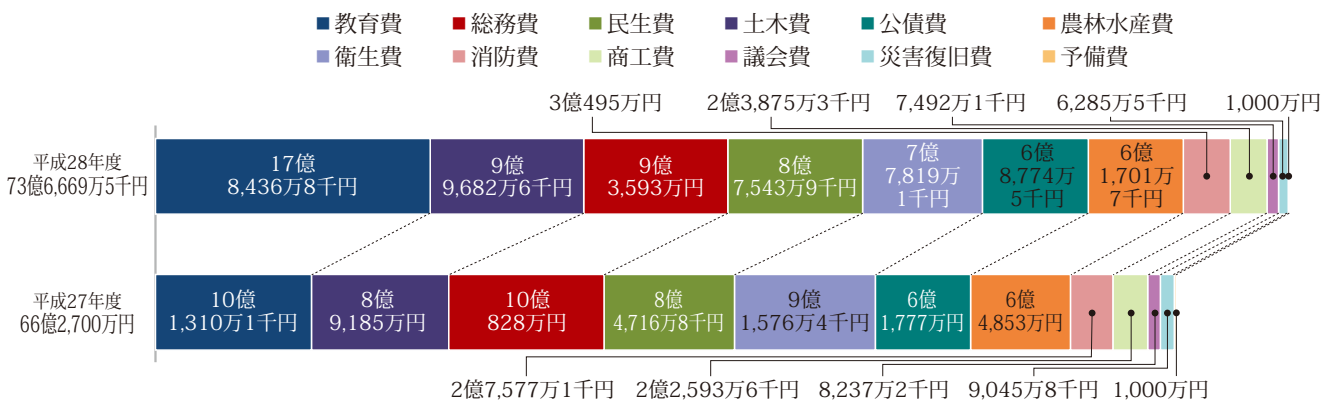
特別会計は28億9,581万7千円

(前年度比 1億4,382万1千円減)

平成28年十津川村議会第1回定例会で可決された平成28年度予算の内容を掲載します。



◎歳出の目的別分類の状況 (一般会計)



## 一般会計の内容

### 【歳入】

村税は、固定資産税の増、軽自動車税の税率引き上げによる増が見込まれるが、村民税が個人、法人ともに減となる見込みのため0.7%減の6億4,700万。

地方交付税は、平成27年度交付見込み額(27億2,700万円)により、前年度予算から1億円の増(27億円)とした。

国庫支出金は、防災・安全交付金が大きく減(1億600万円)したが、十津川第二小学校建設に伴う国庫負担金(1億8,900万円増)、高森のいえ整備事業に伴う社会资本整備総合交付金(1億4,100万円増)などで22.7%(1億6,000万円)の増。

村債は、十津川第二小学校校舎建設に伴う過疎対策事業債の増により30.2%増の13億3,900万円。  
基金からの繰入金は8.7%増(7,500万円)の9億3,300万円で、歳入総額の12.7%を占め高い水準にある。

### 【歳出】

人件費は、給与の増により1.2%の増。

物件費は、社会保障・税番号制度によるシステム改修委託料、中申土捨場実施設計委託料などの減により6%の減。

維持補修費は、村営住宅維持修繕費等の減により4.9%の減。

扶助費は障害者福祉扶助費、生活保護扶助費の増により、1.8%の増。

補助費等については、南和広域医療組合への負担金減などにより6.3%の減。

普通建設事業費は、補助事業で、十津川第二小学校建設事業、高森のいえ建設事業等の増により49.7%の増。

単独事業で小井谷土地購入、ゴミ焼却施設建屋改修工事、高森の郷空調機器改修工事等により27.3%の増。

災害復旧事業費は、法定外公共物災

害復旧事業等の減により、30.5%の減。  
公債費は十津川中学校建設にかかる過疎債の償還増等により11.3%の増。

繰出金は簡易水道事業特別会計、国保特別会計、介護保険特別会計等への減により14%の減。

## —各特別会計の予算額—

	当初予算額	前年度比
国民健康保険事業特別会計	6億775万2千円	1%減
後期高齢者医療特別会計	6,509万5千円	1.5%増
国民健康保険診療所事業特別会計	2億1,993万4千円	3.7%減
介護保険事業特別会計	6億9,841万1千円	2.4%増
介護サービス事業特別会計	3,597万9千円	12.9%減
簡易水道事業特別会計	7億7,631万3千円	17.7%減
貯木場等維持管理事業特別会計	4億4,607万5千円	6.7%増
十津川温泉事業特別会計	2,808万4千円	16.4%減
湯泉地温泉事業特別会計	1,419万9千円	10%増
財産区大字迫西川特別会計	3,975万円	128.4%

# 村の主要施策

平成28年十津川村議会第1回定例会で承認された平成28年度予算で行う主な事業を掲載します。

## ●教育・生涯学習の推進 【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	十津川読本編さん事業	894万9千円
継続	役場ロビー図書・情報コーナー事業	137万7千円
継続	授業力アップ事業補助	73万7千円
継続	教育相談員配置事業	37万6千円
継続	サマースクール事業補助	37万2千円
継続	スクールカウンセラー派遣事業	37万7千円
継続	小学校施設維持修繕工事	2,349万8千円
継続	十津川第二小学校建設事業	14億2,136万2千円
継続	小・中学校通学費補助	1,405万円
継続	中学校通学費補助クラブ活動補助	300万円
継続	中高一貫教育推進委員会補助	100万円
継続	十津川高等学校支援会等補助	855万5千円
継続	英語指導助手招致事業	450万9千円
継続	高校・大学生奨学資金貸付事業	312万円
新規	小学生早期英語教育推進事業	65万2千円
継続	夢の教室開催委託	25万6千円
継続	歴史民俗資料館運営費	1,665万6千円
継続	古民舞保存会補助(継承者補助含む)	101万円
継続	十津川大運動会	123万1千円
継続	駅伝大会	285万1千円

## ●地域福祉の向上 【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	社会福祉協議会補助	2,387万1千円
継続	障害者相談支援事業委託料	3,500万円
継続	障害者福祉(扶助費等)	1億2,501万6千円
新規	施設通所者交通費補助	38万5千円
継続	敬老祝金支給	110万円
新規	高齢者福祉等に係るマネジメント支援事業	398万円
継続	温泉運搬事業	649万2千円
継続	生きがい活動支援通所事業	1,678万8千円
継続	老人福祉(扶助費)	1,578万4千円
継続	老人福祉施設等管理事業(指定管理費)	1,136万9千円
継続	高森の郷改修事業	4,671万円
新規	高森のいえ整備事業	3億124万8千円
継続	母子福祉(扶助費)	605万3千円
継続	人工透析者等交通費・宿泊費補助	508万8千円
継続	福祉医療(扶助費)	1,448万4千円

継続	臨時福祉給付金	792万円
継続	保育所運営費	1億919万4千円
継続	児童手当	3,540万円
継続	生活保護(扶助費)	7,509万6千円
継続	南和広域医療事務組合(運営費・事業費負担金等)	1億460万2千円
継続	予防接種事業(インフルエンザ等予防接種)	1,003万円
継続	各種健診(検診)事業	1,308万7千円
継続	脳ドック助成金	75万円
継続	村っこ広場	140万5千円
継続	妊婦一般健康診査受診補助	237万5千円
継続	不妊治療補助	50万円
継続	幼児教室運営費	270万6千円

## 【国民健康保険事業特別会計】

継続	特定健康診査事業	498万4千円
----	----------	---------

## 【後期高齢者医療特別会計】

継続	健康診査事業	411万4千円
----	--------	---------

## 【国民健康保険診療所事業特別会計】

継続	医師3人体制	5,503万6千円
継続	専門診療事業	237万円
継続	休日診療事業(月2回土曜日一般診療の実施)	127万円

## 【介護保険事業特別会計】

新規	介護予防事業	252万5千円
----	--------	---------

## ●地域の資源を活かした産業振興 【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	地域物産販売促進事業	105万円
継続	商工会補助	180万円
継続	地域おこし協力隊・復興協力隊	530万6千円
継続	地場産品人材育成事業	560万円
継続	観光協会補助	170万円
継続	全国トレラン大会	100万円
継続	吉野・天川・十津川連携観光活性化事業	100万円
新規	超広域連携観光圏事業(インバウンド)	32万円
新規	路線バス活用誘客促進事業補助	800万円
新規	熊野参詣道小辺路看板整備事業	133万6千円
継続	観光施設等管理委託事業	9,894万1千円
継続	観光施設整備事業(維持修繕含む)	1,872万円
継続	観光パンフレット等製作事業	470万円
継続	観光宣伝(広告料)事業	200万円
継続	心身再生の郷づくり実行委員会補助	50万円
継続	つり橋まつり補助	50万円
継続	天誅組協議会負担金	25万円
継続	ふれあい物語実行委員会補助	80万円
継続	石楠花まつり補助	90万円

継続	村道改良事業(沼田原・平谷那知合・高滝・小森平谷他)	1億2,850万円
継続	村道災害防除事業(旭・東浦)	3,650万円
継続	村道改築工事(滝川奥里)	2,300万円
継続	トンネル補修工事(葛川トンネル)	3,400万円
継続	橋梁長寿命化(点検・補修)事業	8,000万円
継続	法定外公共物維持修繕事業(里道、水路)	850万円
継続	河川維持修繕事業	900万円
継続	生活道路整備事業(補助)	780万円
継続	急傾斜地崩壊対策事業(負担金)	3,376万3千円
継続	デマンド交通タクシー運行	298万1千円
継続	奈良交通バス運行補助	1,573万5千円
継続	熊野交通バス運行協力金	343万2千円
継続	村営バス事業	1億7,361万3千円
新規	五條市コミュニティバス運行補助	109万8千円
継続	災害復旧事業(林道、村道、治山、河川)	6,285万5千円
継続	木造住宅耐震改修補助	150万円
継続	奈良県広域消防組合負担金	2億850万3千円
継続	自主防災組織資機材整備補助	50万円
新規	奈良県防災行政無線再整備負担金	1,892万1千円
継続	災害対策費(災害対策物品・衛星携帯通話料)	536万2千円
継続	集落再生プロセスマネジメント業務委託	660万円
継続	十津川村元気づくり支援事業補助	300万円
継続	自治体放送番組作成委託	272万2千円
継続	地域受入協議会支援事業	50万円
継続	集落支援員配置事業	350万5千円
新規	地域おこし協力隊配置事業	1,101万円
継続	集落景観デザイン調整支援業務	300万円
継続	定住促進住宅新築補助	400万円
継続	地域活性化計画策定業務	655万1千円
新規	総合計画作成委託料	491万4千円
新規	空き家活用促進住宅整備事業	1,380万円
新規	空き家片付け補助	20万円
新規	起業チャレンジ応援事業補助	450万円
継続	防犯灯設置事業補助	564万円
継続	環境パトロール事業	240万円
継続	中申土捨場関連事業	1,360万円
新規	(仮称)小井谷土捨場整備事業	1億900万円
継続	集落環境整備事業補助	216万円
継続	小水力発電施設モデル事業	126万円
継続	十津川村環境活動支援事業	30万円
継続	ごみ収集業務委託	2,840万7千円
継続	ごみ処理施設整備事業(建屋改修31,984千円)	6,877万円
継続	し尿収集業務委託	1,612万5千円
継続	汚泥再生処理センター運転管理業務委託	2,829万5千円
継続	浄化槽設置補助(5人槽20基、7人槽5基、10人槽1基)	1,097万8千円
継続	共同飲料水供給施設整備補助	3,083万1千円
継続	索道等整備事業補助/再掲	178万1千円

【簡易水道事業特別会計】

継続	簡易水道維持管理業務委託	510万円
新規	テレメーター整備事業	1億1,134万9千円
継続	平谷地区簡易水道区域拡張事業(串崎地区)	4億6,553万6千円

●自然活用型産業(林業・農業)

【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	索道等整備事業補助	178万1千円
継続	十津川もんづくり推進事業補助	80万円
新規	十津川農地担い手支援事業補助	80万円
継続	獣害対策 ①有害鳥獣捕獲奨励金、カウ食害防止対策委託、 捕獲器補助等 ②有害鳥獣防除施設設置補助 ③狩猟者の確保・育成及び捕獲体制の強化 ④ツキノワグマの出没に備えた安全対策の実施	2,585万円
新規	シカ・イノシシの資源利用検討事業	524万円
継続	村有林事業 ①皆伐、再造林事業 ②切捨間伐事業 ③作業道開設(基盤整備)	1億8,942万9千円
継続	切り捨て間伐事業 ①美しい森林づくり基盤整備交付金事業 (31,768千円:再掲分) ②施業放置林整備事業 (森林環境税による間伐事業:6,246千円) ③村有林内切捨間伐(16,106千円:再掲分)	5,412万円
継続	村産材生産促進事業	1,995万円
継続	森林整備地域活動支援事業	664万3千円
継続	作業道整備事業補助	241万3千円
継続	美しい森林づくり基盤整備事業	4,848万3千円
継続	十津川産材使用増改築補助	200万円
継続	私有林管理事業(境界明確化加速化モデル事業)	920万円

【貯木場等維持管理事業特別会計】

新規	作業道開設・研修技術指導委託	512万円
新規	コンテナ苗生産体制確立事業	1,578万8千円
継続	木材加工センター経営支援業務委託	723万9千円
新規	原木流通改革・人材育成支援業務委託	804万円
新規	原木流通改革・人材育成事業委託	3,087万7千円
新規	山崎加工施設改修工事	1,861万4千円
継続	十津川材生産流通促進事業	6,476万2千円
継続	木材製品販売事業委託	746万5千円
継続	三者共有林管理指導業務委託	3,240万円
継続	伐採奨励事業補助	5,229万円
継続	森林環境教育委託料	108万円
継続	木灯館管理等委託	600万円

●生活・環境基盤の充実

【一般会計】

継続 新規	事業名	予算
継続	林道開設事業(高滝線)	3,499万2千円
継続	林道改築事業(川津今西線)	3,499万2千円
継続	林道改良・舗装・点検・維持修繕事業(旭線他)	9,708万6千円
継続	村道開設事業(七色上地・小原下切・玉置川・下葛川・高津・高原)	5,250万円

# 議会だより

平成28年十津川村議会「第1回定例会」が3月7日(月)から14日(月)まで開かれ、平成27年度補正予算や平成28年度当初予算、条例改正などが審議されました。

一般質問では、4名の議員が村政全般について質問を行いました。

## 専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分を報告し、承認されました。

●工事変更請負契約の締結について

※工事名

上野地区交流施設耐震改修工事

※契約の相手方

藤村建設株式会社

※変更前請負金額

73,440,000円

※変更後請負金額

77,849,640円

※変更による増額

4,409,640円

●十津川村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正により、村条例の一部を改正しました。

●十津川村国民健康保険税条例の一

●後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ2005万2千円を減額し、総額6,205万3千円としました。

●国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、総額2億1,827万7千円としました。

●介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入の財源内訳の補正を行いました。

●介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入の財源内訳の補正を行いました。

●簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ1億1,588万円を減額し、総額8億4,187万1千円としました。

●貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、総額4億6,933万円としました。

## 平成28年度当初予算

●一般会計予算

73億6,699万5千円

●国民健康保険事業特別会計予算

6億0,775万2千円

●後期高齢者医療特別会計予算

6,509万5千円

●国民健康保険診療所事業特別会計予算

2億1,993万4千円

●介護保険事業特別会計予算

6億9,841万1千円

●介護サービス事業特別会計予算

3,597万9千円

●簡易水道事業特別会計予算

7億7,631万3千円

●貯木場等維持管理事業特別会計予算

4億6,468万9千円

●十津川温泉事業特別会計予算

2,808万4千円

●湯泉地温泉事業特別会計予算

1,419万9千円

●財産区大字迫西川特別会計予算

397万5千円

## 条例制定・改正

●十津川村行政不服審査会条例

行政不服審査法の施行に伴う十津川村行政不服審査会の設置について条例で定めました。

●行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係する条例の一部を改めました。

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例



## 人事

学校教育法の一部改正に伴い、「義務教育学校」が新たに学校の種類として規定されたことにより条例の一部を改めました。

### ●一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改めました。

### ●過疎地域自立促進特別措置法に係る村税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

平成6年以降の改正内容に反映するため、条例の一部を改めました。

### ●半島振興法に係る村税の特別措置に関する条例

半島振興法に係る村税の特別措置に関する条例を定めました。

### ●十津川村営住宅設置条例の一部を改正する条例

高森D団地2号棟の新築に伴い、条例の一部を改めました。

### ●十津川村上野地地区交流施設設置条例

十津川村上野地地区交流施設設置について、条例で定めました。

### ●十津川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例の一部を改めました。

### ●人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者2名について、同意しました。

(委員名 敬称略)

佐古 金一(平谷)  
岡下 龍歳(谷瀬)

### ●十津川村情報公開審査会委員の選任について

任期満了に伴う情報公開審査会委員の選任について、同意しました。

(委員名 敬称略)  
森 伊津子(上野地)

阪口 弘子(風屋)  
松田 紀代美(込之上)  
藤森 弘晴(七色)  
鎌塚 秀光(玉垣内)

## 契約

### ●工事変更請負契約の締結について

※工事名 小原地区簡易水道区域拡張工事(2期工事)  
張工事(2期工事)

※契約の相手方 村本建設株式会社 奈良本店

※変更前請負金額 790,560,000円

※変更後請負金額 804,425,040円

※変更による増額 13,865,040円

## 一般質問

▼質問 村営バス無料臨時運行による温泉利用についてお伺いします。

▼答弁 村では、現在70歳以上の高齢者の皆さんに、無料で温泉をご利用いただいております。やはり村民の方々は、いつまでも健康で健康寿命を延伸いただきたいという思いがあります。今回、村内の温泉が良い温泉であることが分かり、また入浴することによって病気の予防もできるということが医学的にも実証されました。そこで、多くのお客さんを村外からもお呼びしよう、また、村民の方々にも入浴いただこうという思いで、先駆けとして、村営バス(3月～4月)を500円で乗車できるよう実施しております。

▼質問 観光事業にとつてプラスとなるのは、観光事業にとつてプラスとなりました。新年度は、閑散期にキャンプバックキャンペーンを行う予定で、村では、残りの4月から8月までを地域の域創生加速化交付金(現在申請中)を使って行う予定です。まだ結果は出ておりませんが、採択されなくても村の予算で実施する意気込みで申請しています。ただし、今回のキャンペーンは、宿泊された方のみが対象となるものです。

▼質問 心身再生の郷づくりをどのように評価されるかお伺いします。

▼答弁 我が村は、過疎・高齢・少子化の脱却に向けて進んでいるところですが、その一つに第4次基本構想計画でも申し上げている村づくりのテーマが「心身再生の郷づくり」人・地域・自然の再生ということです。

心身再生の「心」とは、支え合う心、もてなしの心、自分たちが暮らす地域を守り育てようとする心です。本来、十津川村の人々が持っているこのような心が、生活の都市化などにより少しずつ失われつつあります。それを再発見し蘇らせようという意味が込められております。また、「身」は体ということですが、形があるもの地域や自然環境などを言います。それらを見つめ直して生きていける場として、もう一度整えていこう。即ち村内の資源を充分活用しながら自立していこうということです。その基本となるのが村内で暮らす一人ひとりの住民です。住民が自立できなければ、その地域は守り育てる力を失い荒れ果ててしまいます。また、地域が自立できなければ地域で暮らす方々が地域

村営バスの無料臨時運行について

を守り育てることができません。したがって、経済的に安定し住民同士が支え合う新たな仕組み作りが自立への道であるという基本目標にそって続けてまいりました。

観光においては、心身再生の郷づくりということで村の総合的な取り組みとして全庁上げて実施し、村民の方々と共同しながらやってきました。村の宝を活用して、温泉や世界遺産を始め村にある自然の恵みで心と身体を癒す交流などやってまいりました。そんな中、お客様が増えてきていた段階で平成23年の大水害が起こりました。現在、温泉については還元力のある、活性酸素を無くしていくそんな立派な温泉であることが分かり、それに向けて県でも村でも色んな支援策をやってきたところです。こういった村の資源を活用しながら村のいいところを使って伸ばしていきたい、またそのことが村を訪れるお客様や、村に定住していただける方々に共鳴していただけるような成果として出てきていないのではないかと思います。林業の六次産業化についても、また観光や福祉などの展開もそういう気持ちできっちりした成果を、まだまだ道半ばではありますが、これに向けて努力している」と評価しております。

▼質問 林業の六次産業化の取り組みについて、いつ頃「業」として成り立つとお考えなのか伺います。

### ▼答弁

林業とは、端的に言えば、木を売って、植えて、育てて、また伐って、植えて、この売った代金で長い自然のサイクルの中で行っていく産業だと考えます。「業」として成り立たせていくためには、まず一点目には「コスト削減」が重要になります。もう一点は、価格・量ともに安定的な取引が行われていくこと、この二点が重要だと考えております。

ただ一方で、木材価格は国際競争にさらされておりますので、十津川の材だけが高く売れるという時代は、来ないだろうという認識に立っております。そのためにコスト削減といたしましては、機械の導入や道の整備等集中的に補助を行っております。平成23年から本格的に山から木が出始めて、27年度には1万2千mの搬出量を見込めるまで伸びてまいりました。村内の山から木を伐り出す事業体は2社から7社に増えてきております。三者協議会の潤沢な補助金、村有林の活用によって、いわば林業事業体の育成に主眼をおいた施策の成果であると認識しております。

現在、伐採搬出を行う事業体はまだ5年に満たない事業体が主体です。今後補助金に頼らない林業事業体の独自の活動によって業として成り立たせていくための転換が必要なのですが、そのためには木材が適正な価格

で取引されるしくみを構築していくことが重要になります。そのために、付加価値をつけていく六次産業化、製材、加工、家具製作、販売まで行う取り組みを加速させていきたいと考えています。具体的には、体力の付いた事業体に対しては、補助金を漸減させていく施策を進めていきたいと考えています。また、村外からの収入を増やしていく原木製材の流通・販売支援、基盤となる林業作業道の整備支援を進めていきたいと考えています。ようやく眼が始めて枝が伸び始めたところだと認識しております。業として成り立つのがいつか、明確には言えませんが一定の成果をこの一、二年で出していきます。

もう一方で、我が村の林業・木材産業は、山の経済性を追いついた結果、木材価格にあぐらをかいて、コスト削減の努力をせずに、木材価格の低下とともに衰退していったのも事実です。

しかし、業として考える一方で森林はさまざまな機能を持っております。山で暮らしていく我々村民は、山を守っていくという事が村人としての責務であるということ、村民の共通認識として六次産業化を進めていきたいと考えております。いずれにしましても、山で生き活きと働いていく若者たち、また、都市で家を建てる方々を想像しながら製材をする職人また、

十津川の木を使って家を建てて幸せに暮らしている都市の住民、また山の中で思いつき遊んでいる子どもたち。また、山の手入れが充分行き届いた十津川村の森林。こういったものをしっかりとイメージしながら、施策を前に前に進めてまいりたいと考えております。

▼質問 インフラ整備の中でも、飲料水の今後の在り方について伺います。

### ▼答弁

現在、村の水道施設については村管理の簡易水道が4施設、地元管理の簡易水道が6施設、飲料水供給施設が4施設、共同飲料水供給施設が74施設あります。

今後、村内で簡易水道として整備できる所、共同飲料水としてしかできない所はどこかなど、村民の皆様にも確にお示ししていかなければならないと思っております。

また審議会等で、十津川の水道としてどういった形が一番良いのかを審議し、村民が一丸となって水のことを考えていけるような形を整備していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、来年度には、村内の水道施設の現状を把握し大字との協議も行い水道の全体的な計画を立てて行かなければならないと考えております。



## 道路は地方創生の基盤！ 安全・安心な道路整備を！

2月29日、国道168号「五條新宮道路」の整備促進及び村道平谷竹筒線「猿飼橋」の国代行による修繕工事について、村長、議長、村議会国道改良促進対策特別委員会委員が要望を行いました。

国土交通省での要望には堀井巖参議院議員も同行いただき、池内技監や森道路局長に対し、更谷村長から毎年のように発生する国道168号桑畑地内での通行止めや天辻峠の積雪による冬期観光客の減少などについて説明し、この区間の新規事業化と現在工事中の十津川道路の早期開通時期公表を強く要望しました。

地方創生に取り組むうえで、整備された安全・安心な道路は必要不可欠です。今後とも国や県に対し、安心・安全な道路を必要とする村民のみならずの声が届けられるよう要望を続けていきます。



## 「猿飼橋」直轄診断結果報告会



3月9日役場会議室で昨年11月6日に開始された猿飼橋の直轄診断の結果報告会が行われました。

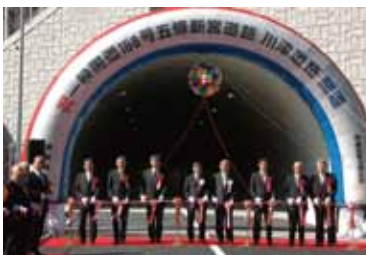
国土交通省近畿地方整備局松田企画官から村長に報告書が手渡され、その後報告書の内容について説明が行われました。橋りよう全体としては直ちに致命的な損傷が生じるような状態ではないものの橋りようの健全性を長期に維持していくうえで、塗装や雨排水システムの改善などを速やかに実施すべきとの見解が示されました。猿飼橋のアーチ部材における修繕には高度な技術力を要するため、村では国土交通省へ直轄修繕を要請しているところです。

## 祝！川津道路開通

3月12日、国道168号川津道路（高津～上野地間）が完成し記念式典が開催されました。式典には奈良県知事や村関係者始め、地元選出国會議員、県議會議員、近畿地方整備局長らが出席し、開通を祝う言葉や、道路整備の必要性について挨拶をいただきました。また、式典を前に地元の人たちによる踊りやもちまき、食事のふるまいなど、川津道路の完成を祝う催しが行われ、会場には約370人が訪れ賑わいました。

川津道路は国道168号川津～上野地間の延長3.2kmを2車線化する事業で、平成17年度に着手、これまでに丸瀬トンネルなど2.2kmが開通しており、この日残りの1kmが完成し全線開通となりました。

現在、村内国道168号では十津川道路、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区が事業調査中であり早期の完成が待たれます。





## 役場の職員です！



役場の職員を紹介する  
コーナーです。村民のみ  
さんよろしくお願いします。

氏名：東 優作（ひがし ゆうま）  
所属：観光振興課  
担当業務：観光PR業務  
ひとこと：昨年大学卒業を機に就職  
し、4月で2年目が始まり  
ました。



十津川で生まれ育ちながら、働いて初めて知ることがたくさんあります。自分がどれだけ村のことを知らなかったのかと無知を痛感する日々です。だからこそ気付けた村の良いところや、村にしかない素晴らしい素晴らしさをもっと多くの人に知ってもらいために、これからも頑張っていきます。

まだまだ未熟な私ですが、よろしくお願いします。

## 純米酒「谷瀬」ができました！



純米酒「谷瀬」は、谷瀬と大学（奈良女子大学・奈良県立大学）、美吉野醸造株式会社（吉野町）が連携し、地域おこしの一環で作られた地酒です。

谷瀬では平成27年5月から、農家と学生が酒米の「吟のさと」の栽培に挑戦し、収穫された酒米は、見事に等級検査に合格しました。今

年2月から美吉野醸造株式会社で、谷瀬の人や大学生と一緒に作り、酒の仕込みを行いました。

3月31日の更谷村長への報告では、天日干しされた谷瀬産100%の米と米麴だけで作られていることや、香りの良いお酒ができ、新たな地域の特産品ができたことと報告されました。

このお酒は、多くの人に飲んでいただくためにホテル昇などで4月中旬から販売されます。ぜひ味わってください。





## 十津川村「こころ豊かなむら・ひと・しごと創生」総合戦略を策定しました

平成28年1月から2月にかけて行ったアンケート調査及び総合戦略に関する意見募集でのご意見・ご提案等をもとに、このたび十津川村の総合戦略を策定しました。総合戦略は十津川村の地方創生を推進していくための計画書です。十津川村総合戦略は、現在、村のホームページで公開しているほか、主要事業説明会などでもあらためてご説明させていただく予定です。

下記のような3つの目標により十津川村の活性化を進めていきますので、みなさまのさらなるご理解、ご支援、ご協力をお願いいたします。

### むら創生

村の暮らしを豊かにしてきた森林・文化・風景などを守り、村民みんなが最期まで幸せに暮らし続けられる十津川村をめざします。

### ひと創生

こころを合わせて村の暮らしやしごとを支え合い、村の将来を担う「ひと」を増やし育む十津川村をめざします。

### しごと創生

村の資源を活用した村内産業の継承・発展による雇用の創出と、多様な働き方に合わせて「しごと」を続けられる十津川村をめざします。

十津川村 総合戦略

検索

☎ 地域創生推進課 ☎ 0746(62)0910

## 無料法律相談会を開きます!

平成28年5月26日、役場第1会議室で無料法律相談会を開きます。相談は無料ですので、相談ごとのある人は、前日までにお申し込みのうえご利用ください。

☎ 奈良弁護士会 ☎ 0742(22)2035



#### — 役場代表 —

電話 0746(62)0001  
FAX 0746(62)0210  
IPフォ 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

#### — 庁外 —

衛生センター 63-0391  
小原診療所 63-0040  
歴史民俗資料館 62-0137

#### — 庁舎2階 —

総務 62-0001  
観光 62-0004  
農林 62-0005  
教育 62-0003・62-0067  
地創 62-0910

観光協会 63-0200  
泉湯 62-0090  
温泉プール 64-0762  
北部保健センター 68-0017  
十津川警察庁舎 63-0110

#### — 庁舎1階 —

住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0904・62-0905  
福祉 62-0901・62-0902  
出納 62-0906

#### — 役場以外 —

森林館(古ル野) 62-0567  
滝の湯 62-0400  
高森の郷 64-1800  
森林組合 64-0301  
五條消防十津川分署 64-1190

#### — 庁舎3階 —

議会事務局 62-0002

#### — 庁舎地下1階 —

生活環境 62-0907  
水道 62-0908

道の駅十津川郷 63-0003  
庵の湯 64-1100  
社会福祉協議会 64-0666  
商工会 62-0132  
五條消防大塔分署 0747-36-0317

## 環境関係補助事業のお知らせ

圃生活環境課 ☎0746(62)0907

### ●環境活動支援事業助成金

村の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を実施する団体に対して助成金を交付します。

事業を実施する団体を募集しますので、5月30日までにお申し込みください。

#### 【対象となる団体】

- ① 大字
- ② 村民5人以上で構成された団体。  
ただし、規約会則などを定め、自主的に継続的な活動をする団体。

#### 【助成金の対象となる事業】

- ① 自然環境の保全
- ② 生物多様性の保全
- ③ 地球温暖化防止対策
- ④ 省資源・リサイクル
- ⑤ その他他村長が適当と認めた事業

#### 【助成対象経費】

- ・講師謝礼、視察・研修に係る旅費
- ・機器、機材購入費、原材料費など

#### 【補助金の額】

- 1 団体10万円を限度とします。
- ※同一団体への助成は原則3回以内とします。

## ●集落環境整備事業補助金

### ■目的

スギ・ヒノキなどで日照が阻害されている家屋、または倒木などの恐れがある家屋や耕作地で、スギやヒノキなどを伐採する人に対して、人件費の補助を行います。

### ■補助対象

・人家周辺のスギやヒノキなどの立木を伐採する事業に補助するものです。

・実際に人が住んでいる人家及び、人家周辺の耕作地から50m以内にあるスギ・ヒノキ・雑木の伐採。

### ■補助の額

・伐採に係る人件費の補助額(1人1日12,000円)半日は半額  
 ※搬出を伴う場合(限度額108,000円)  
 ※伐採のみの場合(限度額48,000円)  
 ※掛かった経費が、限度額以内の場合、実際に支払った額となります。必ず限度額いっぱい補助金が出るものではありません。

### ■申請の締め切り

補助金の申請は、6月末とし、実際に伐採を始めていただくのは、7月以降からとなります。  
 ※役場から採択通知があつてから事業を行ってください。

## 農業関係補助事業のお知らせ

農業振興のために、次の補助事業があります。ご活用ください。

圃農林課 ☎0746(62)0005

### ●農地及び農業用水施設災害復旧事業補助金

農地や水田用農業用水の災害復旧に要する費用の一部を補助します。

【対象者】耕作者(農地所有者)

【補助率】50%(上限50万円)

### ●十津川もんづくり支援事業補助金

「ムコダマシ」「ヤツガシラ」「十津川ナンバ」「十津川タカナ」「ミシマサイコ」「ヤマトトウキ」「ユズ」「茶」を用いた取り組みを支援します。

【対象者】村民で組織する団体

【補助率】定額(上限20万円)

### ●農産物加工所・直売所支援事業補助金

農産物加工所及び直売所の備品購入費の一部を補助します。

【対象者】事業者(個人及び団体)

【補助率】団体75% 個人50%

(上限50万円)

## 《新規》

### ●農地担い手支援事業補助金

権利等を設定し、農地を借りるなどして耕作を行う人に補助金を交付します。

【対象者】村民

【補助金額】(左記表①)

表①

申請	1aあたりの補助金額	
	作付地	不作付地
初年度	5,000円	10,000円
2年目	2,500円	5,000円





# 平成28年度 十津川村国民健康保険税について

国民健康保険は、私たちが病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかれるように、普段から保険税によりお互いに助け合っているという制度です。国民健康保険税は被保険者の属する世帯の世帯主に対して課される税金です。

村の平成28年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。平成28年度の税率は下表のとおりです。

区 分		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳から65歳未満の人)
所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算	6.5%	1.8%	2.0%
資産割	世帯の加入者の所得に応じて計算 加入者の資産に応じて計算	土地家屋に係る 固定資産税の 30.0%		
均等割	加入者1人につき	21,000円	6,800円	11,000円
平等割	1世帯につき	25,000円		
限 度 額		540,000円	190,000円	160,000円

※限度額が引き上げられました。

資産割を60%を30%へ、医療保険分所得割6%を6.5%へ、均等割18,000円を21,000円へ後期高齢者支援分所得割1.6%を1.8%へ、税率を改正しました。

## ●保険料の軽減

総所得金額が一定基準額以下の場合には、平等割額と均等割額が軽減されます。

基準額に被保険者数をかけて基礎控除33万円をたした額が判定基準額となり、その額より総所得額が低い世帯は、軽減されます。平成28年度も軽減基準額が引き上げられ、軽減される世帯の範囲が広がりました。

軽減区分	基礎控除	基準額	判定基準額
7割軽減	330,000円	+ ( 0円 × 被保険者数) =	判定基準額を下回る世帯は軽減対象世帯となります。
5割軽減	330,000円	+ (265,000円 × 被保険者数) =	
2割軽減	330,000円	+ (480,000円 × 被保険者数) =	

## ●保険税の納付方法

保険税の納付は普通徴収(納付書・口座振替)と特別徴収(年金からの天引き)があり、年金からの天引きにはいくつかの条件があり、その条件を全て満たす方が対象となります。普通徴収には、納付書により金融機関で納める方法と、口座からの引落しの2つの方法があります。口座からの引落しをご希望の方は、各金融機関の窓口にて、お手続き下さい。

# 人事異動

4月1日付( )旧職

## ○退任(3月31日付)

▼川田晴由・奈良県(十津川村副村長)

## ○総括参事

▼平林勝・総括参事(奈良県産業・雇  
用振興部地域産業課金融支援係長)

## ○課長級

▼中谷真豪・診療所医師(奈良県派  
遣医師・五條病院)▼吉本克視・総務  
課長(議会事務局長(兼)監査事務局  
長)▼増谷良一・水道課長(観光振興  
課長)▼和田才子・教育委員会教育  
課長(兼)学校統合推進室長(教育委  
員会教育課長)▼柏木さとみ・議  
会事務局長(兼)監査事務局長(議事  
事務局次長)▼乾安子・総務課村史編  
纂準備室長(総務課課長補佐)▼松  
井良造・観光振興課長(観光振興課  
課長補佐)

## ○課長補佐級

▼和田正雄・十津川第一小学校教頭  
(教育委員会教育課課長補佐(兼)教  
育指導主事)▼下村倫代・教育委員  
会教育課課長補佐(兼)教育指導主  
事(西川第一小学校教頭)▼後木幹  
嘉・水道課主幹(水道課課長)▼西岡  
宏樹・衛生センター所長(衛生セン  
ター主幹)▼中根健一郎・生活環境課  
課長補佐(兼)衛生センター次長(水  
道課課長補佐)▼丸谷眞史・総務課  
課長補佐(教育委員会教育課課長補  
佐)▼後木道子・住民課課長補佐(福  
祉事務局次長)▼森優子・診療所次  
長(住民課課長補佐)▼大前貴広・観  
光振興課課長補佐(建設課主幹)▼  
森井美鈴・福祉事務局次長(主任介  
護支援専門員)▼垣内圭三・福祉事  
務所次長(福祉事務局係長)▼松實  
英美・花園保育所所長(みどり保育  
所係長)▼梶嶋努・建設課主幹(兼)  
生活環境課主幹(建設課係長(兼)生  
活環境課係長)▼下西正太郎・議  
会事務局次長(小原診療所係長)▼杉  
本正秀・教育委員会教育課課長補佐

## (教育委員会教育課係長)

## ○係長

▼千葉陽一・農林課係長住友林業  
フォレストサービス(株)四国事業部  
へ派遣(農林課林業振興対策室係長)  
▼北直美・福祉事務所係長(総務課  
係長)▼山下将樹・建設課係長(建設  
課技師)▼中畑恵美・教育委員会教  
育課係長(議会事務局主査)

## ○主査級等

▼和田一幸・農林課林業振興対策室  
(農林課)▼則本ちほ・みどり保育所  
(小原保育所)▼山香慶造・地域創生  
推進課(総務課奈良県派遣南部東部  
振興課移住交流推進室)▼辻村なつ  
み・総務課(住民課)

## ○主事級等

▼神谷明成・総務課奈良県派遣地域  
振興部市町村振興課(観光振興課)  
▼辻村奈央・総務課(財政課)▼浦健  
太・建設課(福祉事務所)▼阪本彩・  
総務課(教育委員会教育課)▼東光・  
教育委員会教育課(農林課)▼東優  
作・観光振興課(地域創生推進課)

## ○調理員

▼田野上千江子・十津川中学校(平  
谷小学校)

## ○新採用

▼熊井勇樹・平谷小学校調理員  
▼藤本昇吾・みどり保育所保育士  
▼山本早矢香・花園保育所保育士  
▼辻本起矢・建設課技師▼表谷翔  
太・住民課主事▼岸上拓夢・農林課  
主事▼山本雅也・福祉事務所主事▼  
東美希・地域創生推進課主事

## ○再任用

▼松葉和洋・教育委員会教育課学校  
統合推進室顧問

## ○退職・派遣終了(3月31日付)

▼大住周司(診療所医師)▼東武(総  
務課長)▼松葉和洋(教育委員会教  
育課学校統合推進室長)▼東重孝  
(衛生センター所長)▼松下三千子  
(十津川中学校調理員)▼玉置浪代  
(花園保育所所長)▼松葉勝明(総務  
課課長補佐)▼中野晃裕(福祉事務  
所介護支援専門員)▼武富博光(建  
設課技師)▼伊東純一(建設課技師)  
▼谷本有輝(地域創生推進課主事)





発信：林業振興対策室  
TEL:0746(62)0005

30万円程度のお金が掛ります。国道や県道が木を出すための大動脈ならば、林道は動脈に位置します。

### 【作業道】

林道だけで山から木を出すことは非効率なので、そこからさらに「作業道」という林業のためだけに使われる道を作つてようやく効率的に山から木を出すことができるようになります。

作業道を1m作るためには5千円〜5万円程度のお金が掛ります。

作業道は人間に例えるといわば毛細血管のような役割を持っています。

道があつて初めて山から木が出て来るようになります。

国道や県道、林道、作業道が村のどこにどれだけ入っているか、道が足りないのはどこなのか？そこにどんな道を入れれば効率的な林業ができるのか？を考えて道を入れていくことを進めています。

また、所有者の自己負担を少なくするため、作業道整備補助の充実も図っています。

前は、道づくりの必要性について述べました。  
今回は、林業関係の道の種類についてお話ししたいと思います。

### 【林道・作業道】

林道は村内にたくさん開設されています。代表的な林道は「林道京の谷線」や「林道川津今西線」、「林道奥千丈線」などがあります。これら林道は生活的な役割もありますが、基本的には林業を行うために作られた道です。

林道を1m作るためには10万円

## 林業トピック

### 木灯館で木工体験開催



2月20・21日に榎原市の木灯館で木工体験を行いました。今回は時計を作成しました。両日も多くの人に参加していただき、文字盤に飾り付けを行い、思い思いの時計を完成させて大喜びでした。

また、木灯館2階には十津川村木工家具協議会が作成した子供用家具の展示を開始しました。榎原にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

### ウッドライナー始動



村報1月号で紹介しましたオーストリア産の林業機械「ウッドライナー」がついに現場に導入されました。今回は、操作方法の確認等の研修も兼ねて村有林の間伐現場で使用されました。

2月25日には県職員及び県内の林業関係者が視察に訪れ注目を集めています。

今後も村内の林業現場での活躍が期待されます。

# 高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

高齢者用肺炎球菌ワクチンを定期予防接種として実施しています。

高齢者の肺炎を引き起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」の感染症です。肺炎球菌ワクチンには肺炎球菌の約80%に効果があるとされ、**1回のワクチン接種で通常5年間予防効果が持続**し、肺炎にかかった場合でも重症化を防ぐことがあります。接種を希望される人は、ワクチンの効果や副反応などについて十分理解したうえで医師と相談し、接種してください。

## 接種対象者

平成28年度の対象者は次の(1)または(2)に該当される人

\*すでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外となります。

- (1) 28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの間)に、  
65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる村民の人

年齢	対象生年月日
65歳	昭和26年4月2日生 ～ 昭和27年4月1日生
70歳	昭和21年4月2日生 ～ 昭和22年4月1日生
75歳	昭和16年4月2日生 ～ 昭和17年4月1日生
80歳	昭和11年4月2日生 ～ 昭和12年4月1日生
85歳	昭和 6年4月2日生 ～ 昭和 7年4月1日生
90歳	大正15年4月2日生 ～ 昭和 2年4月1日生
95歳	大正10年4月2日生 ～ 大正11年4月1日生
100歳	大正 5年4月2日生 ～ 大正 6年4月1日生

- (2) 60歳以上65歳未満の方で下記に該当する方

・心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する人

※以前に接種された方は、必ず、ご自身で過去の接種日をご確認下さい。

## 接種費用

- 定期接種の場合…上記の接種対象者

村内の医療機関での自己負担額 4,000円

村外の医療機関での自己負担額 村の公費負担額(上限4,000円)を除いた額

- 定期接種以外の方(65歳以上)

村内の医療機関での自己負担額 4,000円

村外の医療機関での自己負担額 全額自己負担

## 助成が受けれる回数

1人につき1回のみ

## 接種期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

## 申込方法

接種を希望される人は、住民課へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：住民課 ☎0746(62)0911





# 国民年金はあなたの味方です!

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人には、「国民年金に加入して保険料を納めること」が法律で義務付けられています。「年金なんて…」と思われるかもしれませんが、国民年金は、老後だけでなく、“安心”で“お得”な現役世代の強い味方です。

## ▶ 国民年金が“安心”な理由

### 国民年金は国が運営!

- 国が責任をもって運営しているので、安心です。
- 基礎年金支給額の2分の1は、国が負担しています。  
(未納のままだと、この国庫負担分も含めて受給できません。)



## ▶ 国民年金が“お得”な理由

### 国民年金は国が運営!

- 老後の給付(老齢基礎年金)は、終身で受け取れる**一生涯の保障**です。

### ■ 万が一の時も保障されます!

- けがや病気などが原因で一定の障害が残ったときには「**障害基礎年金**」が、死亡したときには、残された家族に「**遺族基礎年金**」が支給されるなど、現役世代の保障も充実しています。

### ■ 社会保険料控除が受けられます!

- 納めた保険料の**全額が所得から控除**されます。

### ■ 年金を受け取る条件が緩和されます!

- 保険料を40年納めることが原則ですが、万が一、納めることができなかった場合でも、25年あれば必要な期間を満たすことができます。



## ▶ 納め方も選べて便利!

### ① 金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納める方法です。

### ② 電子納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングで納める方法です。

### ③ 口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

### ④ クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納める方法です。



お問い合わせ —————▶ 大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531  
▶ 住民課(国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900



## 国保だより

# こんなときには必ず 14日以内に届け出を!!

	こんなときに	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書（または、退職証明書）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	在留カードなど
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	（職場の健康保険が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
	被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カードなど
その他	村内で転居したとき	保険証、印かん
	世帯主、氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書（または学生証の写し）、印かん
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）、印かん	

※上記以外に本人と確認できるものが必要な場合があります。

※75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときは、届け出は不要です。

### ◆届け出が遅れると◆

- ・国保の資格が発生した月の分まで、さかのぼって国保税を納めることとなります。
- ・その間にかかった医療費は、特別な理由がない限り全額自己負担となります。
- ・資格がなくなった後で国保の保険証で医療を受けてしまったときは、国保が負担した分の医療費を後で国保に返還することとなります。
- ・国保と社会保険の保険税(料)を二重払いしてしまうことがあります。

— お問い合わせ —

▶国保税に関することは・・・財政課 ☎0746(62)0903

▶保険証や医療に関することは・・・住民課 ☎0746(62)0911

健康だより

# がん検診の申し込み忘れてませんか？

## 胃がん検診

対象：40歳以上の方

月 日	受付時間	検診会場
6月 8日(水)	8:00～8:30	平谷地区生活改善センター
6月 9日(木)	8:00～8:30	重里地区生活改善センター
	8:00～8:30	東中公会堂
6月10日(金)	8:00～8:30	十津川村役場 住民ホール
6月11日(土)	8:00～8:30	北部保健センター

## 乳がん・子宮頸がん検診

対象：乳がん 40歳以上の女性  
子宮頸がん 20歳以上の女性

月 日	受付時間	検診会場
7月 2日(土)	8:30～11:30	十津川村役場 住民ホール
	13:00～16:00	
7月 3日(日)	8:30～11:30	北部保健センター
	13:00～16:00	

※乳がん・子宮頸がん検診は、原則2年に1回ですが、昨年の乳がん検診、子宮頸がん検診でどちらかだけ受けた(40歳以上)方は、セットにするために今年も受ける事ができます。

1

日本人の  
およそ2人に1人が、  
がんになるといわれています<sup>※1</sup>

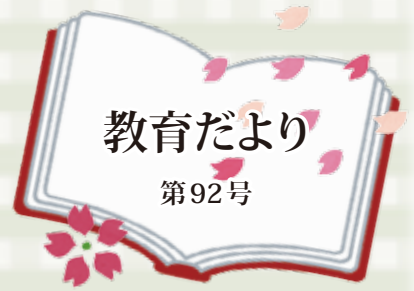
2

がん検診を定期的<sup>※2</sup>に受けましょう。  
わたしたちにできること、それは早期発見！早期治療！

※1 生涯でがんになる確率は、男性49%、女性37% (出典：国立がんセンターがん対策情報センター)    ※2 胃・肺・大腸がんは1年に1回、乳・子宮がんは2年に1回



お問い合わせは 住民課 保健衛生係 ☎0746(62)0911



## 教育だより

第92号

おめでとう!  
村の部 第2位!

### 市町村対抗

## 子ども駅伝大会

○十津川村チーム○

河野 陽太(1区)、妹尾菜々夏(2区)  
小西 隆弘(3区)、山本 陽菜(4区)  
増谷 有真(5区)、北仲 玲奈(6区)  
久保見篤史(7区)、松貴 蒼(8区)  
後木 瞭我、岡 晶悟、植西 菜緒、  
中畑 采嶺(タイムトライアル)  
中西 康廣(監督)  
積 麻衣子、都瑠 寛太(コーチ)



3月5日、広陵町の馬見丘陵公園で、第11回市町村対抗子ども駅伝大会が開催されました。

県内38市町村が参加し、総距離13,834mのコースを8区間で争いました。選手がそろわず、参加出来ない村がある中、今回初めて下北山村・上北山村が合同チームで参加するなど、村の部は7チームが参加しました。

12月から十津川中学校グラウンドで練習してきた選手たちは、「村の部優勝」を目標に頑張ってきました。

結果、村の部2位で、1位の山添村に15秒まで肉薄しました。総合の部では23位となりました。また、駅伝終了後行われたタイムトライアルには、4人の選手が参加しました。

4月中旬並みの暖かい日差しの下、選手たちは全力を尽くして走り切りました。

## 学生のみなさんへ! 奨学金貸与のお知らせ

村では、大学、高等学校などの学生に奨学金の貸与を行っています。(※厳正な審査の上、奨学生を決定します)

### ●貸与条件 (以下、①～④の条件をすべて満たす人)

- ①向学心に富み学習態度が良好と認められる人
- ②大学及びこれに準ずる学校、または全日制高等学校に在学中の人
- ③経済的理由で、修学が困難と認められる人
- ④保護者が村内に3年以上居住し、引き続き居住する見込みがある人

### ●貸与内容

- (1) 学校教育法による大学及びこれに準ずる学校  
⇒貸与月額3万円、貸与人数2人以内
- (2) 学校教育法による全日制高等学校  
⇒貸与月額2万円、貸与人数3人以内

### ●貸与期間

卒業までの正規の最短期間

### ●申込書類

- ・奨学金貸与申請書
- ・成績証明書(最終に卒業した学校)
- ・在学証明書(H28年4月現在、在学している学校)

### ●申込・お問合せ

締切 5月16日(月) 教育課 ☎0746(62)0003



## サッカーリーグ開催

3月13日、昴の郷の多目的広場でサッカーリーグが奈良県サッカー協会の協力で開催されました。

幼児から大人まで36人が参加し、チームに分かれて白熱した対戦を繰り広げました。

参加者からは「楽しい時間を過ごせた」と嬉しい声を聞くことができました。

これを機にスポーツに親しみを持って欲しいと思います。

# 人のうごき

(敬称略)

## おくやみ

田中 公夫 79歳 2月27日(小坪瀬)  
池尾シズ枝 88歳 3月 1日(杉 清)  
森 とみ子 90歳 3月 6日(猿 飼)  
玉置 誠子 95歳 3月 6日(重 里)  
松尾 史朗 72歳 3月17日(池 穴)  
橋谷タミノ 91歳 3月20日(小 原)  
勝山 毅 88歳 3月24日(永 井)  
中上はな子 98歳 3月26日(内 原)  
西谷よし子 97歳 3月26日(長 殿)  
東 文子 81歳 3月26日(谷垣内)



えめ  
山田 瑛愛ちゃん(上野地)  
(4月14日生まれ・満1歳)

かわいくなあれ!

父…翔大 母…知里



ゆうま  
愛須 優磨ちゃん(平谷)  
(4月18日生まれ・満2歳)

甘えん坊の優磨ちゃん。  
いつもお姉ちゃんと  
楽しませてくれてありがとう

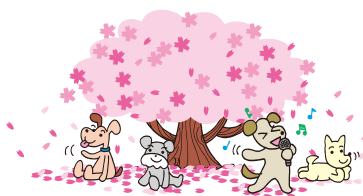
父…英充 母…奈美



めい  
山本 萌衣ちゃん(武蔵)  
(4月2日生まれ・満3歳)

よく食べ よく遊び  
これからも  
すくすく大きくなってね  
祖父…泰永 祖母…和子

お誕生日おめでとう!



□学校活動  
○第68回卒業証書授与式  
3月1日、体育館で第68回卒業証書授与式が行われました。厳肅な雰囲気の中、素晴らしい卒業式を終え、37人が新たな世界へと飛び立ちました。これから彼らの人生が実りあるものになることを願っています。3年間彼らの成長を見守ってください。地域のみなさま、本当にありがとうございました。



### 毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による  
時 毎月第3水曜日 14時~16時  
所 役場第1会議室  
(場所が変更される場合があります)  
※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)  
間 五條本町法律事務所 北本弁護士まで  
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています

平成 28 年 4 月から偶数月  
(4・6・8・10・12・2月)  
の開催に変更になります。  
ご注意ください。



1組(普通科)



2組(工芸コース)

## 集落の絶景

大字内原

写真：天野 泰人さん(大字小井)



### 診療所からお知らせ



圃小原診療所  
☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
4月23日(土)	第4週
4月30日(土)	第5週
5月14日(土)	第2週
5月28日(土)	第4週

整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15  
上野地 13:15 ~ 15:15

月日	診療所
4月21日(木)午前	小原診療所
5月12日(木)午前	小原診療所
5月12日(木)午後	上野地診療所
5月26日(木)午前	小原診療所

出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:30  
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	4/26(火)	5/17(火)	5/31(木)
東中公民館	4/28(木)	5/19(木)	
玉垣内集会所	4/19(火)	5/10(火)	5/24(火)

### 「十津川踊り隊 新クラス開始&メンバー募集!」

ダンスで十津川をPRする「十津川 踊り隊」が、4月から小学4年から中学3年を対象として「ゆうゆうクラス」を始めます。新しく小学4年から6年生も募集しますので、ダンスしたい女の子のご応募お待ちしております!  
高校生~20代までのメンバーも募集中!



#### ■募集要件

- ・10月1日・2日に開催される「ゆうゆう祭」に出演できる小学4年生から中学3年生の女の子
- ・ダンスを見てもらうことを目標に、練習を頑張れる人
- ・あいさつをする、時間をも守るなど、集団行動ができる人

【練習日時・場所】 毎週月曜 18:30~19:30 湯之原体育文化センター  
問い合わせ先：観光振興課☎0746(62)0004

- 人口 3,504人(-57人)  
男性 1,738人(-42人)  
女性 1,766人(-15人)
- 世帯数 1,822世帯(-23世帯)  
【平成28年4月1日現在 ( )は前月比】